哲紙可被置事。 躰及見聞候者、 早 々御奉行迄申上候様、 每年夏中相改爲致

也。 右條々被仰出之趣被得其意、裁許之所々に急度可被申觸者

寬文二年七月十日

邶 裁許

松山•御林竹木之儀御定

山を廻り、無油斷樣に可申付事。 石川・河北兩郡松山井御林之竹木縮之儀、被仰出候條、折々

世可申專。 に申付、山茂り候はゞ、様子見計、下刈之枝葉百姓にとら 一、松山御林之竹木、手寄之在々に預置、縮之儀は十村頭

用に伐取候はど、其時々御奉行人代銀詂取相渡候様可仕候。 姓持高之内に有之分は、 大木・大唐竹之儀は、聞屆伐取候樑可申付事。 一、松・杉・桐・槻・唐竹・樫、御用之外爲伐申間敷候。但、百 最前被仰出候通被下候間、 自然御

栗之木者、 百姓支配に被仰付候間、 随分茂らせ、 百姓

たそくに可仕事。

- に御用所御印有之を以、可相渡事。 一、御用に伐取候竹木之分、不依多少、 時々御奉行人切手
- 算用場御印を以可相渡事。 一、雪折・立枯松末木枝葉之分者、土瓦焼薪に、御奉行切手
- 材木之儀、遂吟味十村醬付を取、 一、百姓火事に逢候敷、又は家破損修理等仕に付而、被下 御算用場御印を以可相渡
- 可申付事。 村肝煎ん預置、切手を取、拂方算用場以相談、 一、御用に伐候竹木、向後所々百姓避不申、末木枝葉取集、 猥に無之様
- に配避候間、可得其意事。 一、毎年正月御城中飾松竹、 同御家中に被下松、 別紙帳面
- 一、むさと松木取あつかひ候もの有之候はど、可遂吟味事。
- 又は裁許人に可相斷。見屆候者に者褒美を可被下事。 一、松木·御林之竹木盗候者、 何ものによらずとらへ飽合、

申事。 附り、 百姓分盗候はと、其身追出、其村一作免一步上可

附り、 雪折·風折·立枯、 雪前無滯竹まかせ可申事。 念を入可相改事

所々明地を見圖、木之質をまかせ可申事。

寬文六年九月廿八日 (內寬至2年十月廿八日) 右被仰出候通相遠有間敷者也。

因

田

奥

村

河

內

今 民 部

石川•河北郡山率行(700田左七股80点八邱左衛門股•河北郊左衛門股•水 上安人邸吃

五 諸百姓衣食住之儀御定

専にいたし、進退持たつるやうに常々心懸、賭事無油斷は 一、此以前より如申付、在々諸百姓奢たる儀不仕、農業を

げまし可申事。

但、髙多持候百姓、土の間廣く仕候儀者不苦、井往還筋人 宿仕ものは各別之事。 家作者、自今以後二間梁、ひさしは六尺に過べからす。

> 床ぶち・さん・かまち等塗候機、丼から紙はり付堅令停止事。 十村井扶持人之儀者、男女共紬令免許事。 一、衣類之儀、跡々定置通、木綿・布之外嵛用仕間敷候。但、 なげし作・杉戸附書院・くしがた・彫物・組物一切無用、

- 向後百姓之衣類、男女共に紫・紅に不可染。 かたなしに染可着用事。 此外之諸
- 百姓食物、常々雜穀を可用、米猥に不可食事。
- 十村丼扶持人・惣百姓男女共に、乘物一切停止之事。
- 百姓に不似合不可致結構事。 神事或葬禮・年忌之法事、或婚禮・賭事之祝儀等に至迄、

之。勿論一夜に而茂宿かし申間敷事。 附り、相撲・あやつり人形つかひ、其外見物之類:・風停止

一、常々申付置候改作之定、 附り、脇指一切停止之事。 急度可相守之事。

作奉行に急度可申達。自然かくし置、脇より令蹂纈者、十村 若令遠背もの有之者、 并扶持人·村肝煎迄可爲曲事者也。 右條々堅相守候様、十村丼扶持人・肝煎、常々改之可申付。 十村・扶持人・村肝煎より、郡率行・改